

「千葉県船舶の係留保管の適正化に関するマスタープラン（第3次）（案）」及び「千葉県プレジャーボート係留保管適正化計画（第5次計画）（案）」の概要

1 策定の理由

県の河川や海岸では、船舶の無秩序な放置により都市景観が悪化しているほか、水域を利用した円滑な経済活動が阻害されており、災害時には避難、輸送等に支障を来すおそれがあることから、船舶の係留保管の適正化を図る必要がありました。

そのため、県では平成15年に千葉県船舶の係留保管の適正化に関するマスタープラン及び千葉県プレジャーボート係留保管適正化計画を策定し対策を行ってきました。

これらの計画は、計画期間をそれぞれ10年、5年としており、令和4年12月31日に現計画期間が満了したことから、現在の放置船舶係留状況の実態調査を行い、調査結果を反映した新たな計画の策定を行うものです。

・マスタープラン【第2次】計画期間：10年（現計画H25.1～R4.12）

千葉県の公共水域における全船舶の係留保管の適正化を図り、魅力ある水辺環境の構築を目指すことを目的としている。

・適正化計画【第4期計画】計画期間：5年（現計画H30.1～R4.12）

千葉県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例に基づき策定されており、千葉県の公共の水域におけるプレジャーボートの係留保管の適正化を図ることを目的としている。

2 主な変更点

実態調査の結果、放置船舶は全体的に減少傾向ではありますが、依然として1700隻を超える放置船舶が存在し、そのうち東京湾における放置船舶が6割を占めていることから以下のような計画の変更を行います。

（1）係留施設の利用促進

船舶所有者が自ら係留保管施設を確保するなどの啓発活動を行うため、千葉県庁ホームページを活用し県内既存係留保管施設の空き状況等の情報提供を実施します。

（2）地域ごとの対策

県内の地域を東京湾地域、内房地域、外房地域、九十九里・銚子地域、内水面地域の5地域に区分し、次期計画では実態調査で把握した情報を基に各地域状況に合わせ、重点的に対策するエリアの見直しを行いました。

（3）係留保管施設の確保

不法係留船が発生する要因の一つとして、船舶を係留保管する施設が足りていないことが考えられるため、不法係留船の根本的な解消として、係留保管施設の整備を検討することを追加しました。

3 今後の進め方

- 2月7日 意見募集期間（令和5年3月7日まで）
- 3月中旬 第2回対策検討委員会の開催 募集した意見を参考に最終案を決定
- 3月下旬 次期マスタープラン及び実施計画の公表